

平成 24 年 3 月 21 日
東京都知事認可
(最近改正 令和 2 年 9 月 11 日)

一般財団法人自警会定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人自警会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、警視庁職員等の厚生共済及び武道体育の振興、文化の向上並びに警視庁の活動を支援する事業を行い、もって東京都の治安維持に寄与するとともに、あわせて広く救急医療等の公益的な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 警視庁職員等の住宅の建設及び維持運営
- (2) 警視庁職員等の福利厚生に関する事業
- (3) 警察武道の振興及び各種文化体育活動の推進に関する事業
- (4) 機関誌「自警」その他の図書の発行に関する事業
- (5) 殉職警察職員及び警察官の職務に協力して死亡した者に対する顕彰
- (6) 警視庁職員等の弔慰並びに公務傷病者及び災害罹災者に対する支援に関する事業
- (7) 青少年の健全育成及び犯罪被害者の支援に関する事業
- (8) 広く救急医療等を行うための警察病院の設置運営及び看護師養成機関としての学校の設置運営に関する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要と認める事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

第 3 章 財産及び会計

(基本財産)

第 5 条 基本財産は、第 4 条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するため

に善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(暫定予算)

第7条の2 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、理事会の承認を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を定め、これを執行することができる。

2 前項の規定により定めた暫定予算を執行した場合は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に、評議員15人以上20人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員に対して、各年度の総額が貳百万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上20人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人を専務理事、1人を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務

理事及び常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務を執行する理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

3 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事の任期は、その選任時に在任する理事の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会に

において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第31条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、毎事業年度4か月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催することができる。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて理事長に対し、理事会招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会の議長は、出席した理事の互選による。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が、他の理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第41条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 会長及び副会長

(会長及び副会長)

第43条 この法人に会長及び副会長を置くことができる。

2 理事会の決議によって、会長は警視總監の職にある者から、副会長は副總監の職にあるもの

から選任する。

3 会長及び副会長は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事長から諮問された事項について参考意見を述べること。

4 会長の任期は、警視総監としての在任期間とし、副会長の任期は、副総監の在任期間とする。

5 会長及び副会長は、無報酬とする。

6 会長及び副会長には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、理事長が別に定める。

第11章 会 員

(会員)

第44条 この法人の会員は、その設立の目的及び事業に賛同する個人であって、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 普通会員

警視庁職員（会計年度任用職員のうちアシスタント職を除く。）、東京都警察情報通信部職員及び理事会の決議により別に定める団体に所属する者

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、その事業の推進に協力しようとする者で、理事長の承認を受けた者

2 普通会員及び賛助会員は、理事会の決議により別に定める会費を納めるものとする。

3 前項に掲げるもののほか、会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 事務局

(設置)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に、事務局長及び必要な職員を置く。

3 第4条第1項第8号の事業を統括する職として、病院局長を置く。

4 事務局長及び病院局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 補 則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、次に掲げる者とする。
高橋 清孝
- 4 この法人の最初の専務理事は、次に掲げる者とする。
藤原 孝
- 5 この法人の最初の常務理事は、次に掲げる者とする。
中俣 秀見

附 則

この定款は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和2年10月1日から施行する。

一般財団法人自警会 評議員及び役員名簿

(令和3年6月23日現在)

評議員	直江	利克	理事長	金井	貴義
評議員	森元	良幸	理事	滝澤	幹滋
評議員	迫田	裕治	理事	下田	隆文
評議員	渡邊	国佳	理事	堺	瑞崇
評議員	鎌田	徹郎	理事	丸山	潤
評議員	高柳	博行	理事	枝廣	基司
評議員	小林	義明	理事	牧野	隆
評議員	長島	秋夫	理事	蛭田	正則
評議員	島崎	俊隆	理事	高松	義典
評議員	高橋	孝夫	理事	鈴木	武英
評議員	小山内	勇	理事	毛利	徹也
評議員	森園	浩	理事	北村	浩志
評議員	永見	美砂子	理事	木村	光江
評議員	今村	崇志	理事	宮澤	正憲
評議員	山根	節夫	理事	吉田	宏彦
評議員	梅山	三男	理事	深野	義幸
評議員	長尾	敏成	理事	長谷川	俊二
			理事	井上	明裕
			監事	高澤	和永
			監事	渡邊	直彦
			監事	中西	大和

令和2年度 実施事業報告

1 事務局

- (1) 会員に対する助成事業及び警視庁に対する支援事業を推進した。
- (2) 会員の健康増進に資するための医療費助成事業を推進した。
- (3) 会員のための充実した保険取扱事務を推進した。
- (4) 警察職員住宅の維持管理事業を推進した。
- (5) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた警察活動に対する具体的な支援策を推進した。

2 東京警察病院

- (1) 新しいニーズにも対応でき、地域から信頼される、安全・安心な質の高い医療の充実を図った。
- (2) 効率化・適正化を通じた経営の安定性・持続可能性の向上を図った。
- (3) 活気に満ちた働き甲斐のある職場環境づくりに努めた。
- (4) 地域住民の健康推進と職域医療の充実を図った。
- (5) 来院者に対する院内売店・駐車場等の安全性と利便性の向上に努めた。

3 東京警察病院看護専門学校

東京警察病院に貢献し得る臨床実践力と豊かな人間性を備えた優秀な看護師の育成に努めた。

令和2年度貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	4,417,644	4,697,040	△ 279,396
普通預金	3,303,211,919	3,078,576,889	224,635,030
流動定期預金	1,336,502,631	1,338,870,131	△ 2,367,500
郵便振替預金	623	656	△ 33
未収金	2,032,512,710	2,039,408,200	△ 6,895,490
貸倒引当金	△ 2,341,343	△ 1,052,670	△ 1,288,673
棚卸資産	191,532,047	199,425,806	△ 7,893,759
前払金	29,982,894	31,710,845	△ 1,727,951
仮払金	0	2,152,270	△ 2,152,270
立替金	1,960,200	398,912	1,561,288
流 動 資 産 合 計	6,897,779,325	6,694,188,079	203,591,246
2 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	20,726,468,721	20,726,468,721	0
基 本 財 産 合 計	20,726,468,721	20,726,468,721	0
(2) 特定資産			
建物	10,828,539,755	10,821,594,355	6,945,400
建物減価償却累計額	△ 3,599,872,012	△ 3,321,538,688	△ 278,333,324
建物付属設備	5,993,258,882	5,976,935,982	16,322,900
建物付属設備減価償却累計額	△ 5,587,905,852	△ 5,416,567,923	△ 171,337,929
什器備品	723,474,106	636,006,213	87,467,893
什器備品減価償却累計額	△ 616,170,301	△ 608,279,485	△ 7,890,816
減価償却引当資産	17,482,481,257	18,282,276,057	△ 799,794,800
育英基金資産	970,126,942	977,627,296	△ 7,500,354
大規模災害対策基金資産	1,030,344,289	1,030,031,100	313,189
弔慰基金資産	463,293,228	422,157,221	41,136,007
住宅建設基金資産	2,996,616,000	2,900,324,000	96,292,000
新東京警察病院建設基金資産	584,877,269	703,298,672	△ 118,421,403
東京五輪開催支援等積立金資産	1,481,505,950	1,481,413,658	92,292
健康増進医療費助成資産	3,983,971,478	3,970,386,758	13,584,720
福利厚生各種助成事業資産	120,000,000	0	120,000,000
育英奨学貸付金	0	0	0
事務局退職給付引当資産	204,987,410	192,755,770	12,231,640
調理員退職給付引当資産	39,374,300	40,763,400	△ 1,389,100
東京警察病院退職給付引当資産	2,243,598,360	2,234,939,200	8,659,160
看護専門学校退職給付引当資産	53,114,730	56,128,730	△ 3,014,000
特 定 資 産 合 計	39,395,615,791	40,380,252,316	△ 984,636,525
(3) その他固定資産			
建物	16,892,470,480	16,892,470,480	0
建物減価償却累計額	△ 6,547,297,261	△ 6,245,879,828	△ 301,417,433
建物付属設備	3,534,993,156	3,526,875,389	8,117,767
建物付属設備減価償却累計額	△ 1,500,554,010	△ 1,299,918,946	△ 200,635,064
構築物	1,503,981,563	1,502,454,229	1,527,334
構築物減価償却累計額	△ 895,592,985	△ 815,968,388	△ 79,624,597
車両運搬具	1,740,320	1,634,320	106,000
車両運搬具減価償却累計額	△ 1,599,332	△ 1,352,559	△ 246,773
什器備品	5,675,391,189	5,982,390,329	△ 306,999,140
什器備品減価償却累計額	△ 4,875,723,144	△ 5,080,901,790	205,178,646
リース什器備品	1,171,812,570	886,038,923	285,773,647
土地	39,496,681	39,496,681	0
建設仮勘定	735,900	0	735,900
借地権	11,427,500	11,427,500	0
電話加入権	2,473,767	2,473,767	0
長期前払金	14,248	141,232	△ 126,984
運用財産	9,042,598,750	9,036,022,250	6,576,500
看護師奨学貸付金	81,317,000	77,522,000	3,795,000
ソフトウェア	45,713,482	71,264,592	△ 25,551,110
内部勘定	0	0	0
そ の 他 固 定 資 産 合 計	24,183,399,874	24,586,190,181	△ 402,790,307
固 定 資 産 合 計	84,305,484,386	85,692,911,218	△ 1,387,426,832
資 産 合 計	91,203,263,711	92,387,099,297	△ 1,183,835,586

科 目	当年度	前年度	増 減
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	642,552,818	799,271,177	△ 156,718,359
前受金	67,120,900	63,258,300	3,862,600
買掛金	302,972,488	310,124,032	△ 7,151,544
仮受金	0	142,000	△ 142,000
預り金	8,288,126	4,025,451	4,262,675
保険料預り金	879,959	362,413	517,546
職員預り金	54,299,790	50,113,809	4,185,981
リース債務	354,880,828	268,913,376	85,967,452
賞与引当金	315,349,012	378,378,421	△ 63,029,409
流 動 負 債 合 計	1,746,343,921	1,874,588,979	△ 128,245,058
2 固定負債			
長期前受金	83,500	116,475	△ 32,975
事務局退職給付引当金	204,987,410	192,755,770	12,231,640
調理員退職給付引当金	39,374,300	40,763,400	△ 1,389,100
東京警察病院退職給付引当金	2,228,469,980	2,234,939,200	△ 6,469,220
看護専門学校退職給付引当金	53,114,730	56,128,730	△ 3,014,000
受入敷金	7,120,000	7,120,000	0
長期リース債務	816,920,159	617,110,103	199,810,056
固 定 負 債 合 計	3,350,070,079	3,148,933,678	201,136,401
負 債 合 計	5,096,414,000	5,023,522,657	72,891,343
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
国庫補助金	108,928,524	90,114,877	18,813,647
東京都補助金	985,027,302	1,079,276,936	△ 94,249,634
民間団体補助金	40,414,399	0	40,414,399
寄付金	5,322,238,543	5,161,586,091	160,652,452
指 定 正 味 財 産 合 計	6,456,608,768	6,330,977,904	125,630,864
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(6,456,608,768)	(6,330,977,904)	(125,630,864)
2 一般正味財産			
一 般 正 味 財 産 合 計	79,650,240,943	81,032,598,736	△ 1,382,357,793
(うち基本財産への充当額)	(20,726,468,721)	(20,726,468,721)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(30,864,114,003)	(32,097,579,382)	(△ 1,233,465,379)
正 味 財 産 合 計	86,106,849,711	87,363,576,640	△ 1,256,726,929
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	91,203,263,711	92,387,099,297	△ 1,183,835,586

令和3年度事業計画

【基本方針】

本会の設立目的を達成するため、会員の要望を汲み取り、各種事業を効率的に推進するため、令和3年度は次の点を重点に事業計画を策定した。

1 事務局

- (1) 会員に対する助成事業及び警視庁に対する支援事業を推進する。
- (2) 会員の健康増進に資するための医療費助成事業を推進する。
- (3) 会員のための充実した保険取扱事務を推進する。
- (4) 警察職員住宅の新築及び維持管理事業を推進する。
- (5) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における警察活動に対する具体的な支援策を推進する。

2 東京警察病院

- (1) 新しいニーズにも対応でき、地域から信頼される、安全・安心で質の高い医療の充実を図る。
- (2) 効率化・適正化を通じた経営の安定性・持続可能性の向上を図る。
- (3) 医療従事者の負担軽減、働き方改革の推進と活気に満ちた働き甲斐のある職場環境づくりに努める。
- (4) 地域住民の健康推進と職域医療の充実を図る。

3 東京警察病院看護専門学校

東京警察病院に貢献し得る臨床実践力と豊かな人間性を備えた優秀な看護師の育成に努める。

平成 28 年度貸借対照表

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

(単位：円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金	4,240,997
預金	2,997,587,481
流動預信貯	2,556,681,877
郵便貯金	200,000,000
未前貸付	10,722
倒卸	1,828,208,118
引替	24,803,873
当	△ 4,107,276
立	212,526,169
替	82,105
流動資産合計	7,820,034,066
2. 固定資産	
(1) 基本財産	
土地	20,726,563,400
基本財産合計	20,726,563,400
(2) 特定資産	
建物	10,730,567,455
減価償却累計額	△ 2,491,514,483
建物付属設備	5,921,012,982
減価償却累計額	△ 4,902,338,065
什器備品	620,607,352
減価償却累計額	△ 589,798,970
育英基金	18,392,568,357
大規模災害対策基金	941,718,495
弔慰基金	1,028,586,475
住宅建設基金	301,995,718
新東京警察病院建設基金	5,194,676,000
東京五輪開催支援等積立基金	1,097,036,104
東育英奨学貸付金	1,101,984,943
退職給付引当金	2,160,000
特定資産合計	39,665,383,273
(3) その他固定資産	
建物	15,074,963,640
減価償却累計額	△ 5,937,523,153
建物付属設備	2,111,136,968
減価償却累計額	△ 898,749,403
構築物	1,353,872,912
車両運搬具	△ 585,526,110
車両運搬具	3,456,890
減価償却累計額	△ 3,443,138
什器備品	5,818,182,606
減価償却累計額	△ 4,888,531,903
土地	913,528,346
建設期	39,496,681
長期借入金	24,629,700
電話用	52,000
奨学貸付	11,427,500
ソフトウエア	2,473,767
	8,183,780,500
	76,874,000
	524,997,197
その他固定資産合計	21,825,099,000
固定資産合計	82,217,045,673
資産合計	90,037,079,739

平成 28 年度貸借対照表

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

(単位：円)

科	目	金	額
II 負債の部			
1. 流動負債			
	未払金	金	674,130,435
	仮受金	金	9
	前受金	金	62,036,675
	買掛金	金	282,881,638
	預り金	金	50,965,452
	賞与引当金	務	193,720,620
	賞与引当金	金	358,826,549
流動負債合計			1,622,561,378
2. 固定負債			
	長期前払引当金	金	120,180
	退職給付引当金	金	2,316,120,910
	受入引当金	務	7,120,000
	長期引当金	務	719,807,726
固定負債合計			3,043,168,816
負債合計			4,665,730,194
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
			2,263,434,697
2. 一般正味財産			
			83,107,914,848
正味財産合計			85,371,349,545
負債及び正味財産合計			90,037,079,739

平成 29 年度貸借対照表

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

(単位：円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金	3,987,854
預金	2,971,838,109
流動郵便定振預金	2,155,128,527
未払引当金	12,668
前倒卸	1,943,583,514
貸倒引当金	28,190,698
棚卸資産	△ 2,108,290
立替	165,701,057
	245,734
流動資産合計	7,266,579,871
2. 固定資産	
(1) 基本財産	
土地	20,726,468,721
基本財産合計	20,726,468,721
(2) 特定資産	
建物減価償却累計額	10,730,567,455
建物減価償却累計額	△ 2,767,466,060
建物付属設備減価償却累計額	5,921,012,982
什器備品減価償却累計額	△ 5,077,257,336
什器備品減価償却累計額	605,791,144
減価償却引当資産	△ 601,101,245
育英基金資産	18,959,739,357
大規模災害対策基金資産	954,134,783
吊慰基金資産	1,029,229,016
住宅建設基金資産	334,244,502
新東京警察病院建設基金資産	4,997,252,000
東京五輪開催支援等積立基金資産	963,212,600
退職給付引当資産	1,302,265,411
	1,920,000
	2,371,762,070
特定資産合計	39,725,306,679
(3) その他固定資産	
建物減価償却累計額	14,622,077,305
建物減価償却累計額	△ 5,854,242,765
建物付属設備減価償却累計額	2,117,648,247
構築物減価償却累計額	△ 1,017,224,854
構築物減価償却累計額	1,349,616,428
車両運搬具減価償却累計額	△ 664,916,293
車両運搬具減価償却累計額	1,000,000
什器備品減価償却累計額	△ 999,999
什器備品減価償却累計額	5,853,243,424
リース什器備品	△ 4,899,518,445
土地	723,713,870
建設期仮前地勘	39,496,681
長借電	249,272,140
運奨	39,000
奨学貸付	11,427,500
ソフトウェア	2,473,767
	8,577,054,250
	77,382,000
	370,476,343
その他固定資産合計	21,558,018,599
固定資産合計	82,009,793,999
資産合計	89,276,373,870

平成 29 年度貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：円)

科	目	金	額
II 負債の部			
1. 流動負債			
	未払金	金	631,207,193
	仮受金	金	10,000
	前受金	金	61,906,742
	買掛金	金	264,750,547
	預り金	金	52,107,350
	賞与引当金	務金	174,009,834
	賞与	金	360,617,934
流動負債合計			1,544,609,600
2. 固定負債			
	長期前払引当金	金	92,475
	退職給付引当金	金	2,371,762,070
	受入り引当金	務金	7,120,000
	長期引当金	務金	549,704,036
固定負債合計			2,928,678,581
負債合計			4,473,288,181
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			2,249,703,997
2. 一般正味財産			82,553,381,692
正味財産合計			84,803,085,689
負債及び正味財産合計			89,276,373,870

平成 30 年度貸借対照表

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

(単位：円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金	4,948,740
預金	3,078,426,614
流動郵便振替預金	1,541,621,318
未払金	131,292
前払金	2,074,480,133
貸倒引当金	31,650,182
棚卸資産	△ 1,687,990
仮払金	154,068,969
仮払金	811,660
仮払金	338,915
流動資産合計	6,884,789,833
2. 固定資産	
(1) 基本財産	
土地	20,726,468,721
基本財産合計	20,726,468,721
(2) 特定資産	
建物減価償却累計額	10,730,567,455
建物減価償却累計額	△ 3,043,417,637
建物附属設備減価償却累計額	5,921,012,982
什器備品減価償却累計額	△ 5,245,634,326
什器備品減価償却累計額	619,328,700
減価償却引当資産	△ 603,922,328
育英基金資産	19,893,452,757
大規模災害対策基金資産	975,454,201
弔慰基金資産	1,029,718,961
住宅建設基金資産	382,089,787
新東京警察病院建設基金資産	3,909,954,000
健康増進医療費助成資産	830,672,578
育英奨学貸付資産	1,445,595,583
退職給付引当資産	30,000,000
退職給付引当資産	240,000
退職給付引当資産	2,378,290,270
特定資産合計	39,253,402,983
(3) その他固定資産	
建物減価償却累計額	15,097,382,828
建物減価償却累計額	△ 5,957,807,107
建物附属設備減価償却累計額	2,351,366,157
構築物減価償却累計額	△ 1,115,426,720
構築物減価償却累計額	1,387,498,261
車両運搬具減価償却累計額	△ 735,124,669
車両運搬具減価償却累計額	1,423,360
什器備品減価償却累計額	△ 1,141,119
什器備品減価償却累計額	5,865,891,012
什器備品減価償却累計額	△ 4,956,028,675
土地	1,003,899,116
建設期仮払金	39,496,681
長期借入金	326,464,940
電話用財産	7,152,632
奨学貸付金	11,427,500
奨学貸付金	2,473,767
奨学貸付金	8,879,437,000
奨学貸付金	77,747,000
ソフトウエア	219,542,127
その他固定資産合計	22,505,674,091
固定資産合計	82,485,545,795
資産合計	89,370,335,628

平成 30 年度貸借対照表

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

(単位：円)

科 目	金 額
II 負債の部	
1. 流動負債	
未払受金	773,327,091
前買掛金	10,000
預り賞与	62,619,084
一与	268,552,833
引当	53,027,562
ス引	231,152,988
債当	353,748,699
金	773,327,091
金	10,000
金	62,619,084
金	268,552,833
金	53,027,562
務金	231,152,988
金	353,748,699
流動負債合計	1,742,438,257
2. 固定負債	
長期退職給付引当金	135,045
長期受給金	2,378,290,270
長期受給金	7,120,000
長期受給金	772,746,128
長期受給金	772,746,128
固定負債合計	3,158,291,443
負債合計	4,900,729,700
III 正味財産の部	
1. 指定正味財産	2,260,873,506
2. 一般正味財産	82,208,732,422
正味財産合計	84,469,605,928
負債及び正味財産合計	89,370,335,628

令和元年度貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金	4,697,040
預金	3,078,576,889
流動郵便振替預金	1,338,870,131
未払金	656
前払金	2,039,408,200
貸倒引当金	31,710,845
棚卸資産	△ 1,052,670
仮払金	199,425,806
立替金	2,152,270
流動資産合計	6,694,188,079
2. 固定資産	
(1) 基本財産	
土地	20,726,468,721
基本財産合計	20,726,468,721
(2) 特定資産	
建物減価償却累計額	10,821,594,355
建物減価償却累計額	△ 3,321,538,688
建物附属設備減価償却累計額	5,976,935,982
什器備品減価償却累計額	△ 5,416,567,923
什器備品減価償却累計額	636,006,213
減価償却引当資産	△ 608,279,485
育英基金資産	18,282,276,057
大規模災害対策基金資産	977,627,296
弔慰基金資産	1,030,031,100
住宅建設基金資産	422,157,221
新東京警察病院建設基金資産	2,900,324,000
健康五輪開催支援等積立基金資産	703,298,672
育英奨学費助成資産	1,481,413,658
退職給付引当資産	3,970,386,758
退職給付引当資産	0
特定資産合計	2,524,587,100
(3) その他固定資産	
建物減価償却累計額	16,892,470,480
建物減価償却累計額	△ 6,245,879,828
建物附属設備減価償却累計額	3,526,875,389
構築物減価償却累計額	△ 1,299,918,946
構築物減価償却累計額	1,502,454,229
車両運搬具減価償却累計額	△ 815,968,388
車両運搬具減価償却累計額	1,634,320
什器備品減価償却累計額	△ 1,352,559
什器備品減価償却累計額	5,982,390,329
リース物品	△ 5,080,901,790
土地	886,038,923
建設期仮払勘定資産	39,496,681
借入金	0
電話加入権	141,232
運賃	11,427,500
奨学貸付金	2,473,767
ソフトウエア	9,036,022,250
その他固定資産合計	77,522,000
固定資産合計	71,264,592
固定資産合計	24,586,190,181
資産合計	85,692,911,218
資産合計	92,387,099,297

令和元年度貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：円)

科		目		金		額	
II 負債の部							
1. 流動負債							
	未		払	金			799,271,177
	仮		受	金			142,000
	前		受	金			63,258,300
	買		掛	金			310,124,032
	預		り	金			54,501,673
	り	一	ス	務			268,913,376
	賞	与	引	金			378,378,421
				債			
				当			
流動負債合計							1,874,588,979
2. 固定負債							
	長	期	前	受	金		116,475
	退	職	給	付	引	金	2,524,587,100
	受		入	当	敷	金	7,120,000
	長	期	一	ス	債	務	617,110,103
固定負債合計							3,148,933,678
負債合計							5,023,522,657
III 正味財産の部							
1. 指定正味財産							6,330,977,904
2. 一般正味財産							81,032,598,736
正味財産合計							87,363,576,640
負債及び正味財産合計							92,387,099,297